

【規約改正例（禁止規約の例）】

①標準管理規約に準拠する場合

区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法 第 3 条第 1 項の届出を行って営む同法第 2 条第 3 項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

3 区分所有者は、その専有部分を、宿泊料を受けて人を宿泊させる事業を行う用途に供してはならない。

4 区分所有者は、前 3 項に違反する用途で使用する内容を内容とする広告の掲載その他の募集又は勧誘を行ってはならない。

②標準管理規約に準拠しない場合（A）

区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を宿泊料を受けて人を宿泊させる事業の用途に供してはならない。

3 区分所有者は、その専有部分をいわゆるウィークリーマンション等不特定多数の者との 1 か月未満の期間の契約を繰り返す賃貸又は転貸の用途に供してはならない。

4 区分所有者は、前 3 項に違反する用途で使用する内容を内容とする広告の掲載その他の募集又は勧誘を行ってはならない。

②標準管理規約に準拠しない場合（B）【シンプルタイプ】

区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を不特定の者に短期宿泊目的で貸与する事業の用途に供してはならない。

3 区分所有者は、前 2 項に違反する用途で使用する内容を内容とする広告の掲載その他の募集又は勧誘を行ってはならない。